3　中小連結親法人又はその中小連結子法人が、特定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した連結事業年度（同日前に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了した事業年度。以下この条において「特例対象連結事業年度等」という。）の特定期間内に、特定機械装置等のうち第六十八条の十五の六第一項に規定する生産性向上設備等に該当するもの（次項及び第十項において「生産性向上設備等」という。）であつて同条第三項に規定する政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合には、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の同日を含む連結事業年度（以下この条において「特例適用連結事業年度」という。）の当該特定生産性向上設備等（特例対象連結事業年度等において第六十八条の十五の六第三項に規定する他の特別償却等に関する規定（第十項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用連結事業年度開始の時における帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　中小連結親法人又はその中小連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日まで（適格合併にあつては、同法の施行の日の翌日から平成二十六年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により特定機械装置等のうち生産性向上設備等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当するものに限る。以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の特定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限り、所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）又は製作したものに限る。）であつて第六十八条の十五の六第四項に規定する政令で定める規模のもののうち当該特定期間内に国内にある当該被合併法人等の営む指定事業の用に供されたもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の特例適用連結事業年度終了の日までの間に国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合には、当該特例適用連結事業年度の当該特定生産性向上設備等（当該被合併法人等及び当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の特例対象連結事業年度等において同条第四項に規定する他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用連結事業年度開始の時における帳簿価額（当該帳簿価額に準ずるものとして政令で定める価額）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5　中小連結親法人又はその中小連結子法人で、前二項の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する各特定生産性向上設備等別にこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　前項の規定の適用を受けた中小連結親法人又はその中小連結子法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第六十八条の四十一第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の前項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十二条の三第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。第六十八条の十三第一項中「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」を「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項」に、「並びに第六十八条の十五の五」を「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」に改め、同条第四項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に、「第六十八条の十五第五項」を「次条第五項、第六十八条の十五第五項」に改め、同条第八項中「第二編第一章の二」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「とする」を「と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）とする」に改め、同条第九項中「法人税法」の下に「及び地方法人税法」を加え、「ついては、同法」を「ついては、法人税法」に、「金額」とするほか、同法」を「金額の合計額」と、「金額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十三第四項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とするほか、法人税法」に、「同法の規定」を「同法及び地方法人税法の規定」に改め、同条第十項中「第五項」の下に「から第七項まで」を加え、「及び第六項から第八項まで」を削る。

第六十八条の十四を次のように改める。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定事業（国家戦略特別区域法第二条第二項第一号に掲げる事業のうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして財務省令で定めるもの又は同項第二号に掲げる事業をいう。以下この条において同じ。）の同法第八条第二項第二号に規定する実施主体として同法第十一条第一項に規定する認定区域計画（以下この項及び次項において「認定区域計画」という。）に定められたもの（以下この条においてそれぞれ「実施連結親法人」又は「実施連結子法人」という。）が、同法附則第一条第一号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該認定区域計画に係る同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域（次項において「国家戦略特別区域」という。）内において、当該認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画に記載された第四十二条の十第一項に規定する特定機械装置等（以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該実施連結親法人又はその実施連結子法人の特定事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その特定事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十二項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（第四十二条の十第一項各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）との合計額とする。